

【警察本部】

件 名	鳥獣保護法違反捜査に係る警察職員の対応について
申立概要 【受理 25.2.13】	○ 宮津警察署へ文書で「平成24年3月16日及び26日の鳥獣保護法違反に係る宮津署の捜査方法」についての改善を求めたが、受け付けてもらえず、担当刑事限りでのコピーの受領に止まった。
確認事項 【通知 25.3.15】	○ 宮津警察署への事務処理改善に係る申立てについては、平成24年5月7日に同旨の申立てがあり、コピーを受理されています。また、翌8日には宮津警察署において面談が行われ、署の対応について説明されたことを確認しました。 なお、鳥獣保護法違反に係る捜査関係については、現在裁判で係争中であることを確認したため、府民簡易監査の対象外としました。